

沖縄県道路位置指定技術基準

制定 令和5年4月1日

目次

第1章 道に関する基準（第1条—第12条）

第2章 宅地造成基準（第13条—第20条）

附則

第1章 道に関する基準

（目的）

第1条 この基準は、建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路位置指定に係る取扱要領（以下「取扱要領」という。）第2条第5号の規定により、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号に規定する道路の位置指定及び法第45条に規定する私道の変更又は廃止の制限並びにこれらに接する敷地の宅地造成工事に関して、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第144条の4、沖縄県建築基準法施行細則（昭和56年沖縄県規則第1号。以下「細則」という。）及び自動車の転回広場に関する基準（昭和45年建設省告示第1837号。以下「大臣基準」という。）に定められた基準のほか、必要な基準を定めることにより、当該指定事務の円滑化を図るとともに良好な市街地の形成の推進に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 道路位置指定 法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定をいう。
- (2) 申請道路 道路位置指定を受けようとする道路をいう。
- (3) 位置指定道路 道路の位置の指定を受けた道路をいう。
- (4) 既存道路 道路位置指定申請以前から存する法第42条第1項各号及び第2項に規定する道路をいう。
- (5) 袋路状道路 法第43条第3項第5号及び政令第144条の4第1項第1号に規定する、その一端のみが他の道路に接続したものをいう。
- (6) 既存袋路状道路 既存道路のうち、袋路状道路であるものをいう。
- (7) 既存通り抜け道路 既存道路のうち、袋路状道路を除いたものをいう。
- (8) 起点 申請道路の起点をいう。
- (9) 終端 申請道路の終端をいう。
- (10) 道路幅員 既存道路及び位置指定道路をなす構造物の全ての幅をいう。
- (11) 有効幅員 申請道路及び位置指定道路において、実際に車両が通過できる幅をいう。
- (12) 延長 道路の幅員の中心（申請道路については、有効幅員の中心）を結ぶ直線の距離をいう。
- (13) 市町村長 申請道路の敷地となる土地が所在する市町村の長をいう。
- (14) 所長 申請道路の敷地となる土地の区域を所管する土木事務所の長をいう。
- (15) 画地 指定道路に接して新たに造成される宅地をいう。
- (16) 土圧等 土圧、水圧及び自重をいう。

(申請道路の原則)

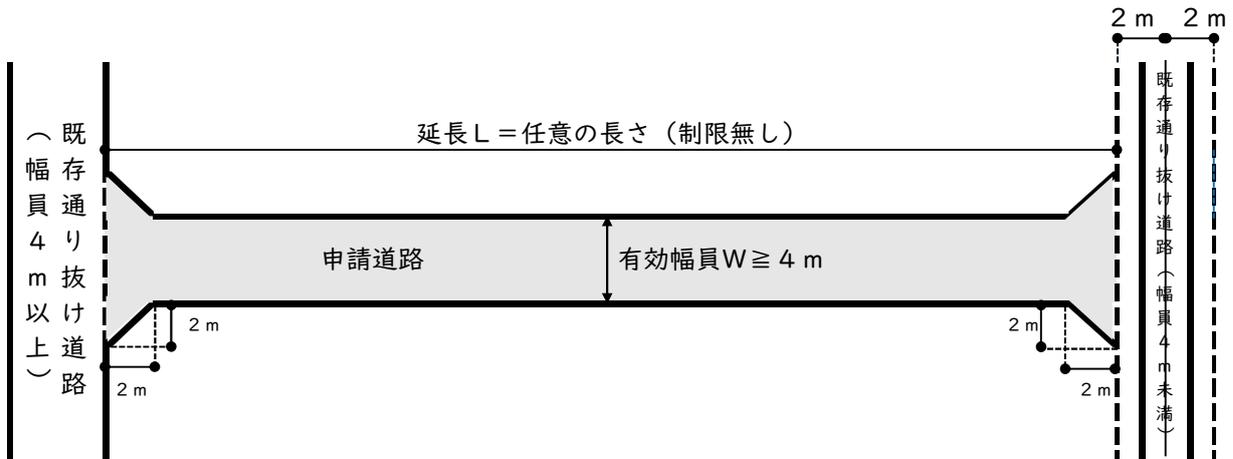
第3条 申請道路は、関係法令や市町村長が定める地区計画及び細街路整備計画等によるもののほか、この基準に定めるところによるものとする。

(申請道路の配置)

第4条 申請道路の配置については、所長及び市町村長の指導に従い、土地利用、交通等の現況及び今後の計画的な市街地形成を勘案して配置しなければならない。

(申請道路の接続)

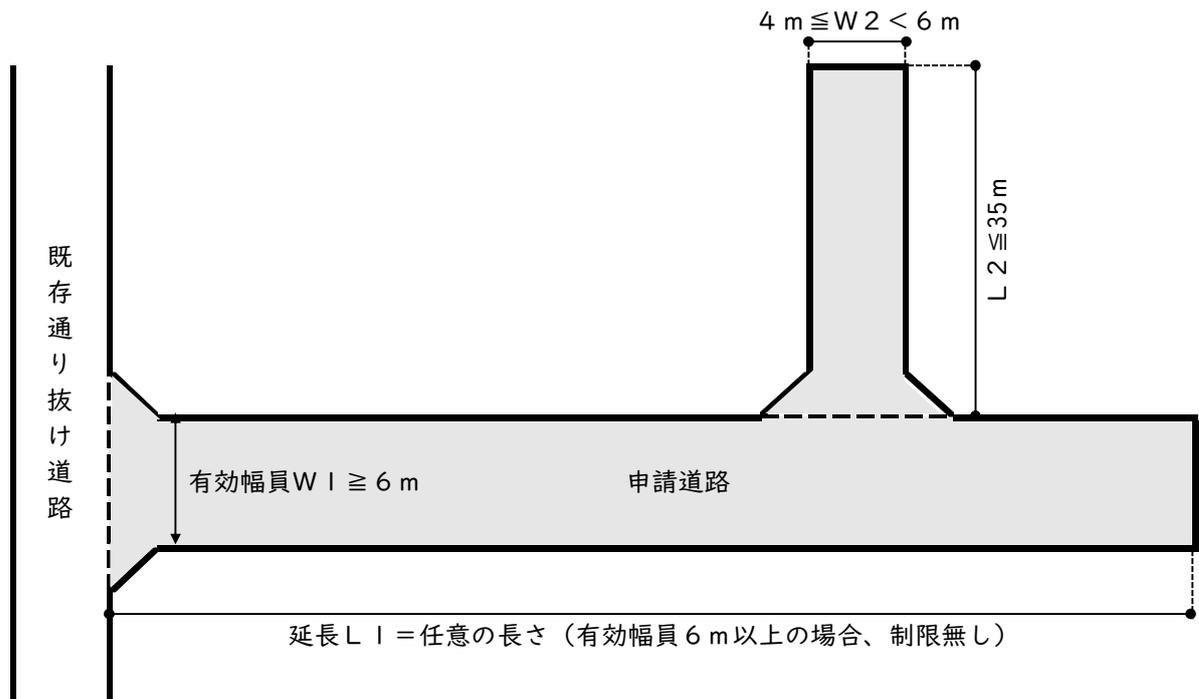
第5条 申請道路は、その両端を既存道路に接続しなければならない(図-1)。



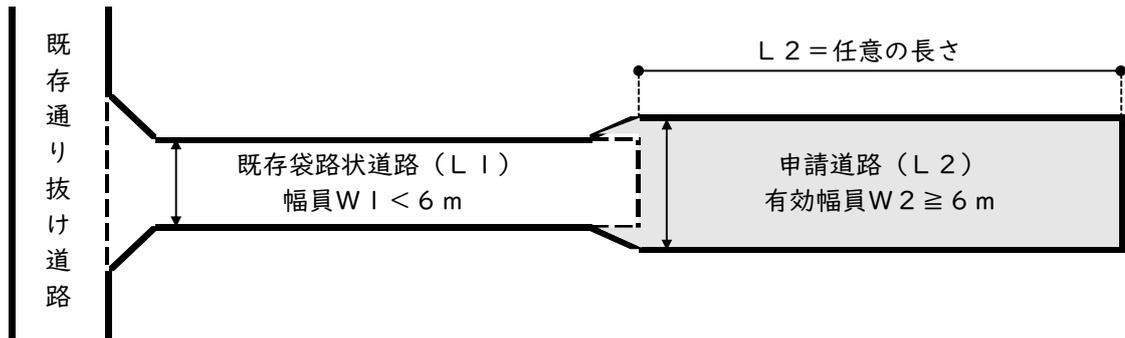
(図-1) 一般的な位置指定道路

2 前項の規定に関わらず、申請道路が次の各号のいずれかに該当する場合には、袋路状道路とすることができる。

(1) 申請道路の有効幅員が6m以上のときは、図-2及び図-3の例による。



(図-2) 袋路状道路(有効幅員6m以上)

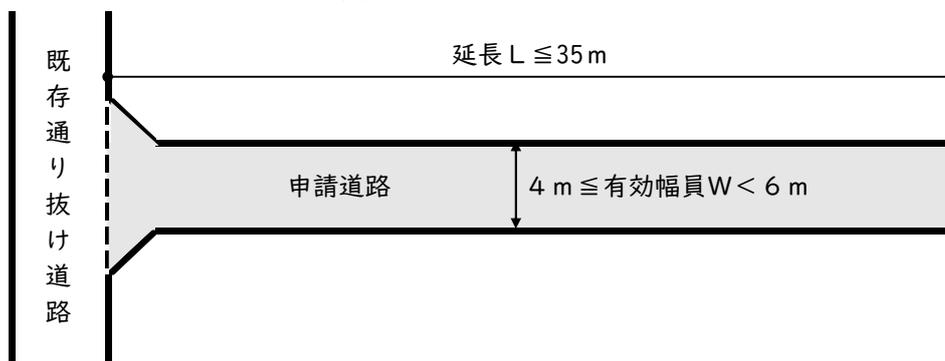


(図-3) 幅員 6 m 未満の既存袋路状道路に接続

(2) 申請道路の有効幅員が 4 m 以上 6 m 未満の場合

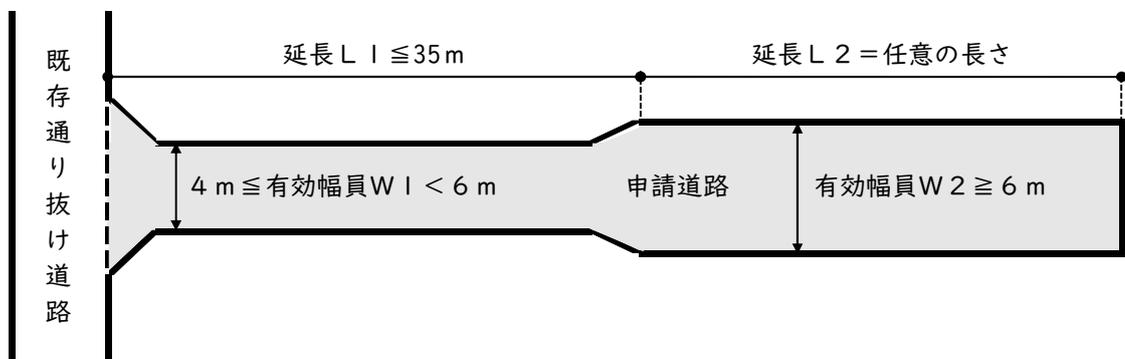
ア 既存通り抜け道路に接続する場合は、次による。

(7) 起点から終端までの有効幅員が 4 m 以上 6 m 未満のときは、図-4 の例による。



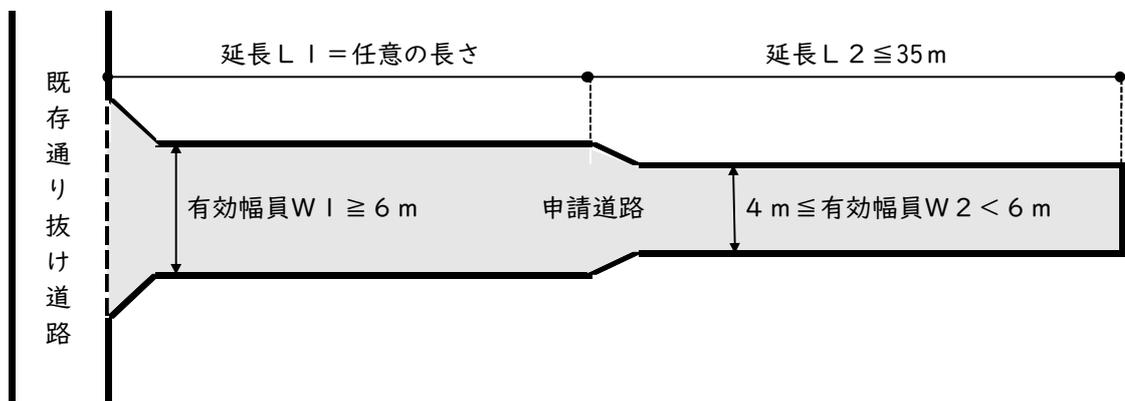
(図-4) 袋路状道路 (有効幅員 4 m 以上 6 m 未満)

(イ) 起点からの一部有効幅員が 4 m 以上 6 m 未満のときは、図-5 の例による。



(図-5) 袋路状道路 (起点からの一部有効幅員 4 m 以上 6 m 未満)

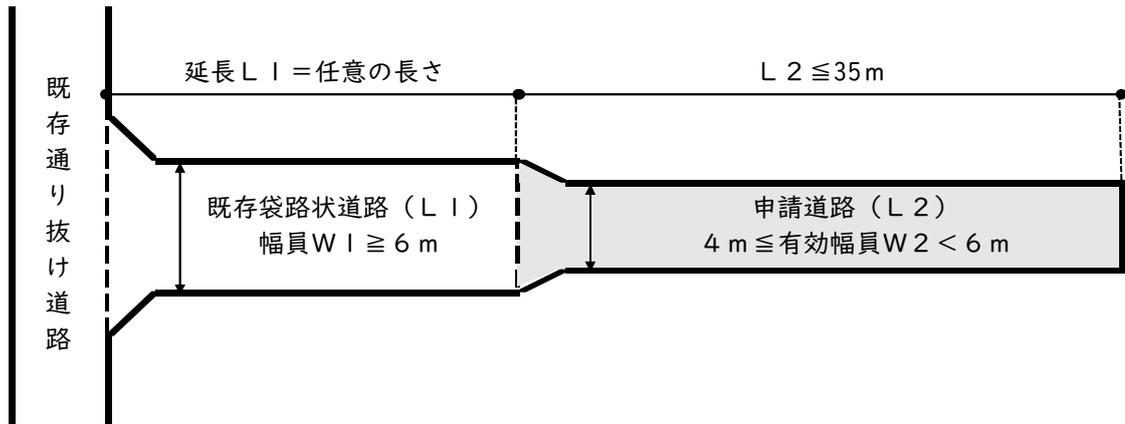
(ウ) 終端までの一部有効幅員が 4 m 以上 6 m 未満のときは、図-6 の例による。



(図-6) 袋路状道路 (終端までの一部有効幅員 4 m 以上 6 m 未満)

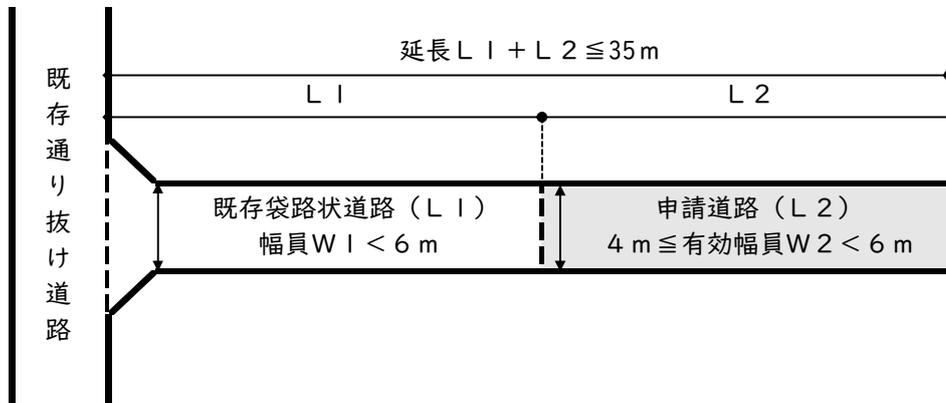
イ 既存袋路状道路に接続し、自動車の転回広場を設けない場合は、次による。

(7) 既存袋路状道路の幅員が6 m以上のときは、図-7の例による。



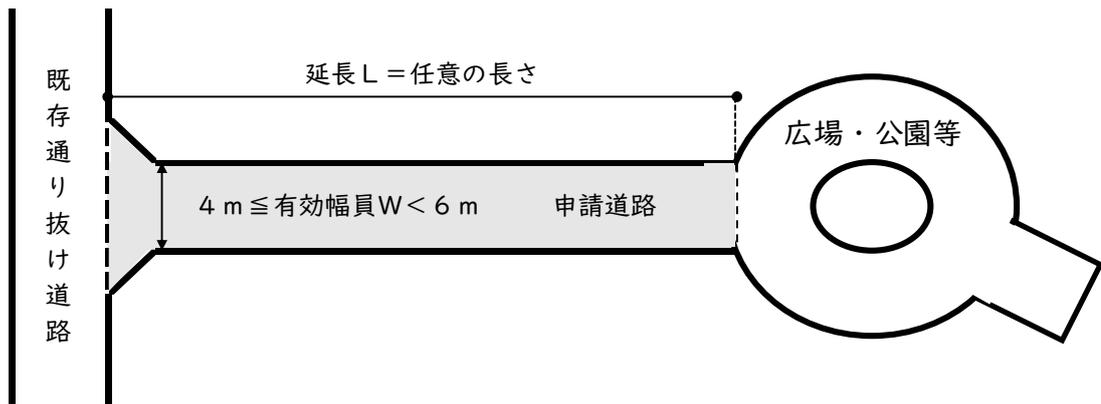
(図-7) 幅員6 m以上の既存袋路状道路に接続

(イ) 既存袋路状道路の幅員が6 m未満のときは、図-8の例による。



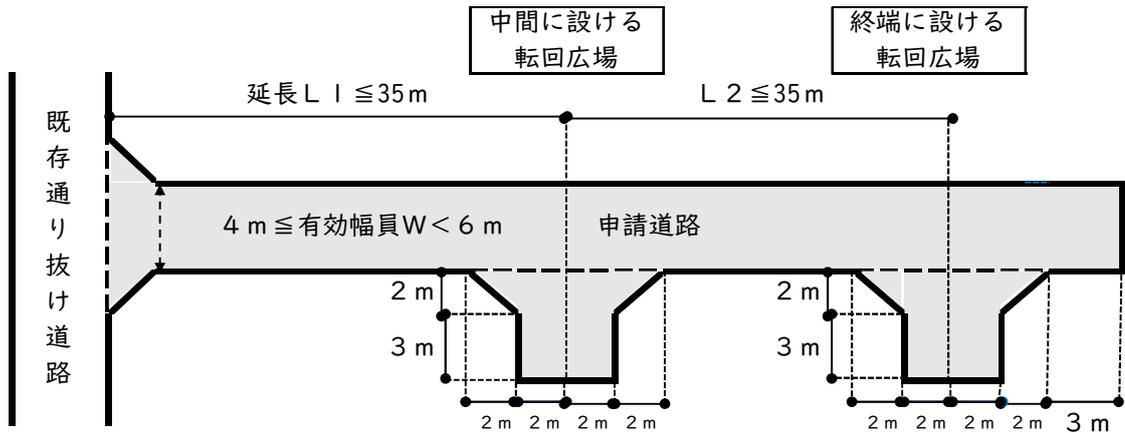
(図-8) 幅員6 m未満の既存袋路状道路に接続

ウ 終端が公園、広場その他これに類するもので、自動車の転回、災害時における避難及び通行の安全上支障のないものに接続する場合は、図-9の例による。

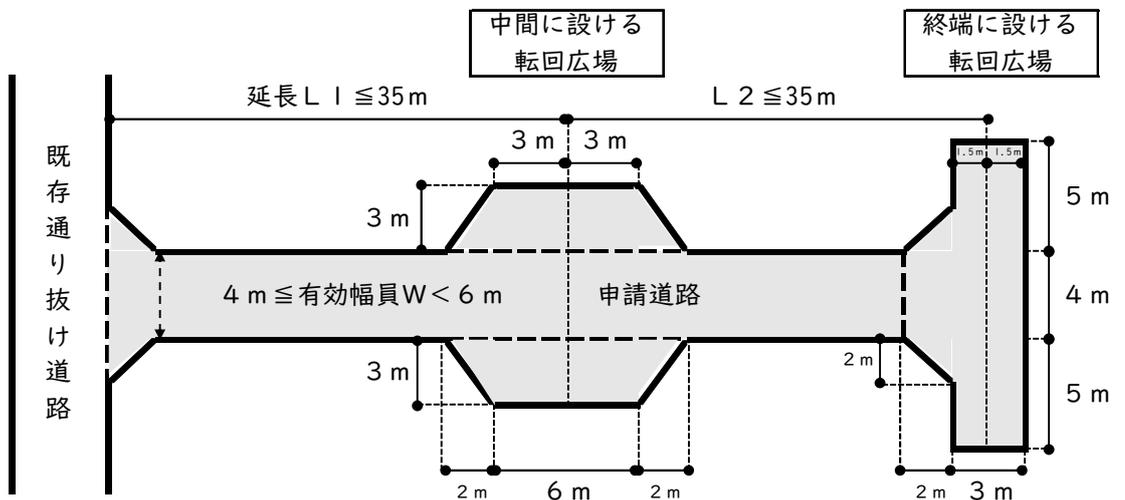


(図-9) 終端が公園等に接続する場合 (自動車転回、災害時避難及び通行安全上支障ない)

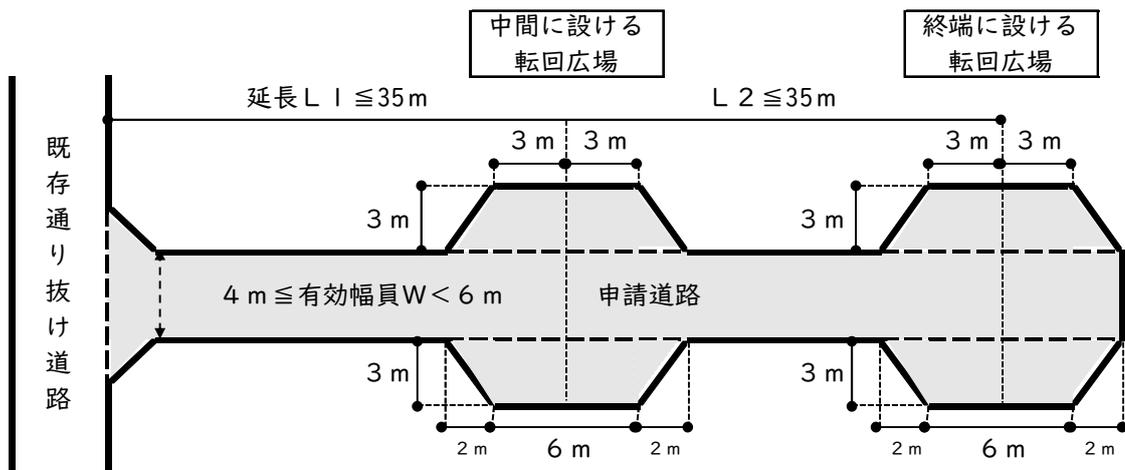
- エ 終端及び起点から35m以内ごとに設ける自動車の転回広場の基準は、政令第144条の4第1項第1号ハに規定する国土交通大臣の定める基準のほか、同号ホに規定する次の基準とする。
- (7) 既存通り抜け道路に接続する場合は、図-10～図-13の例による。



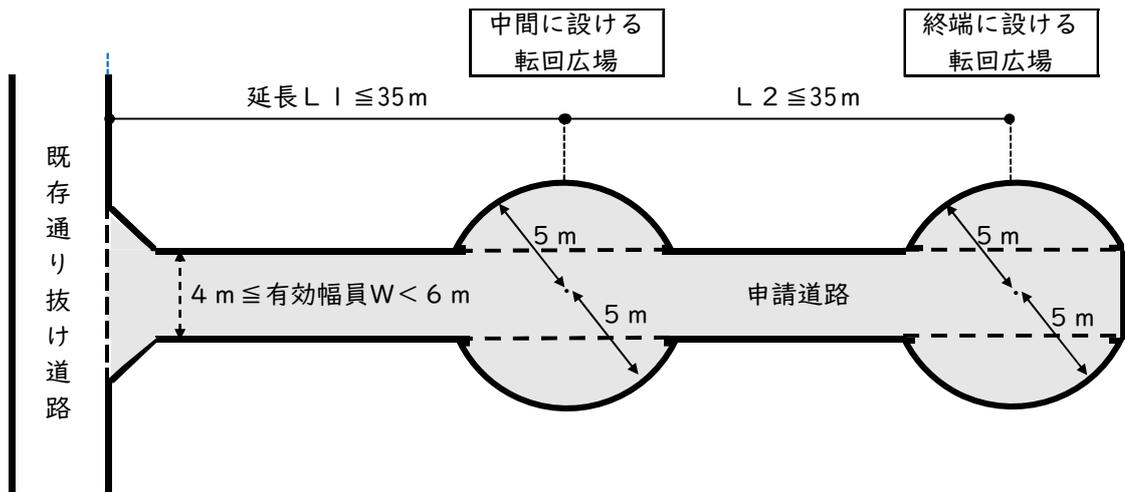
(図-10) 転回広場を設ける場合 (片側すみ切り型)



(図-11) 転回広場を設ける場合 (両側すみ切り型)

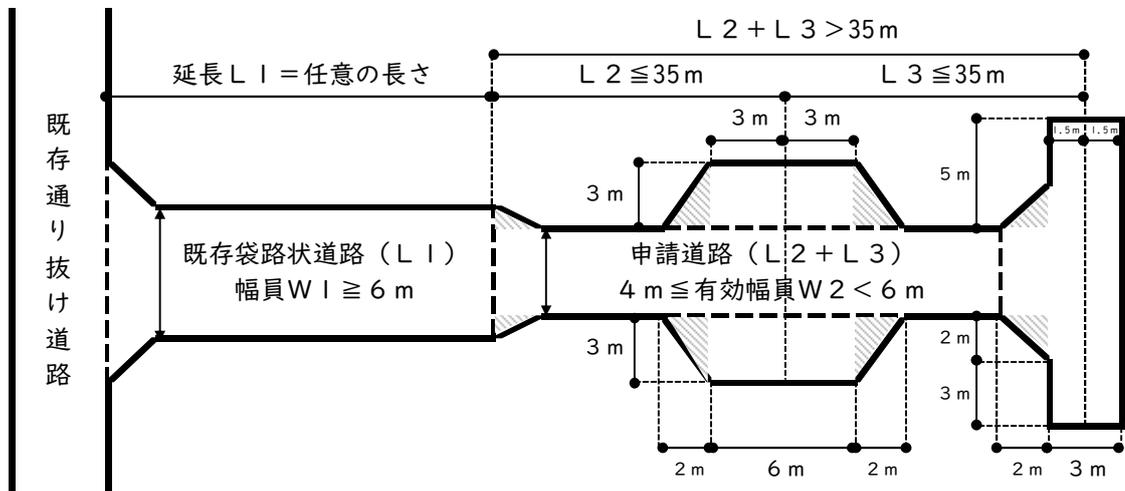


(図-12) 終端に設ける転回広場 (両側すみ切り型)

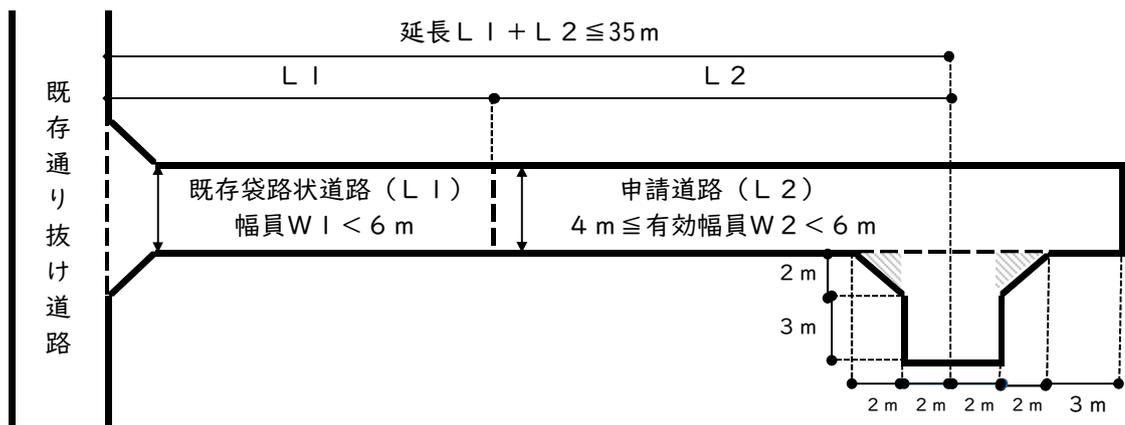


(図-13) 転回広場を設ける場合(円型)

(イ) 既存袋路状道路に接続する場合は、図-14及び図-15の例による。なお、転回広場の形状は図-10～図-13のいずれかとする。



(図-14) 幅員6m以上の既存袋路状道路に接続

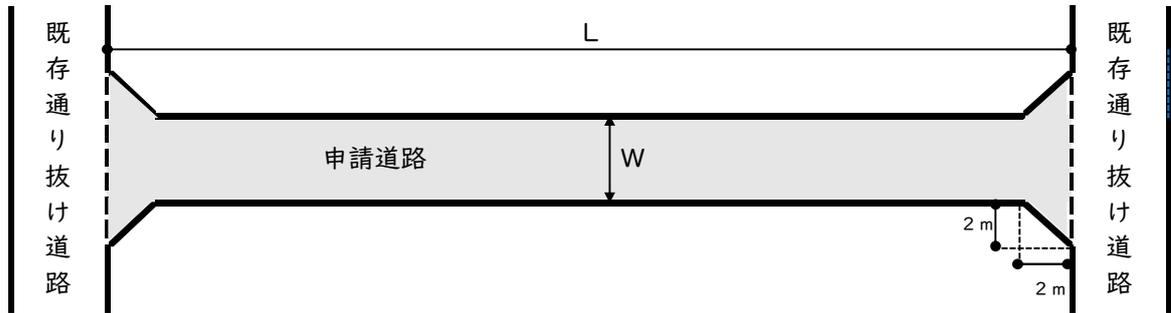


(図-15) 幅員6m未満の既存袋路状道路に接続

(申請道路の延長)

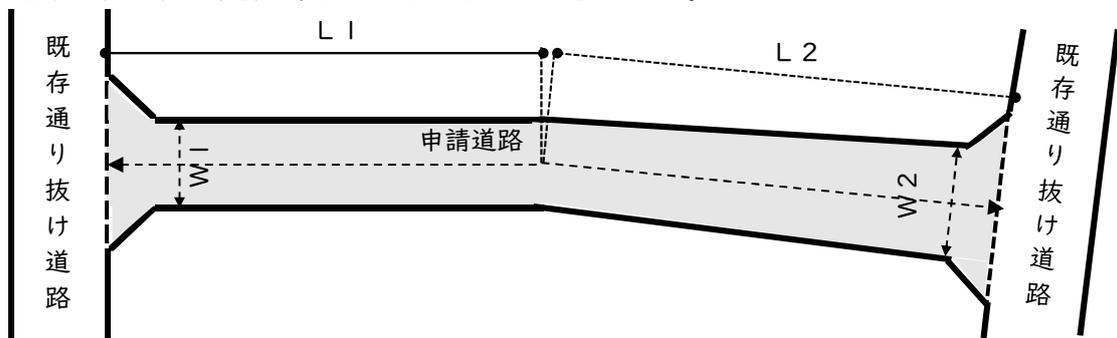
第6条 申請道路の延長は、道路の各部分の中心線により計測するものとし、計測方法は次によるものとする。

(1) 一般的な位置指定道路の場合は、図-16の例による。

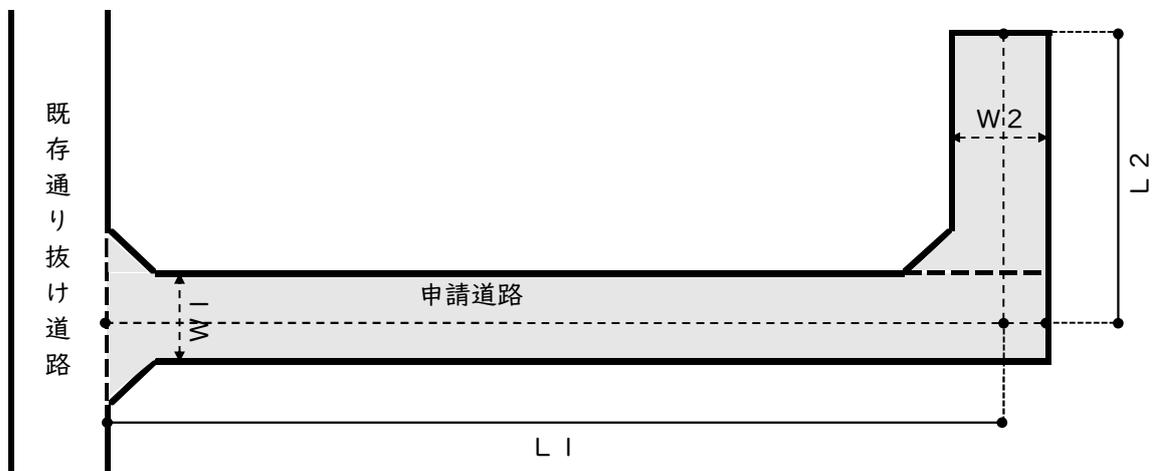


(図-16) 一般的な位置指定道路 有効幅員W 延長L

(2) 道路が屈曲する場合は、図-17及び図-18の例による。

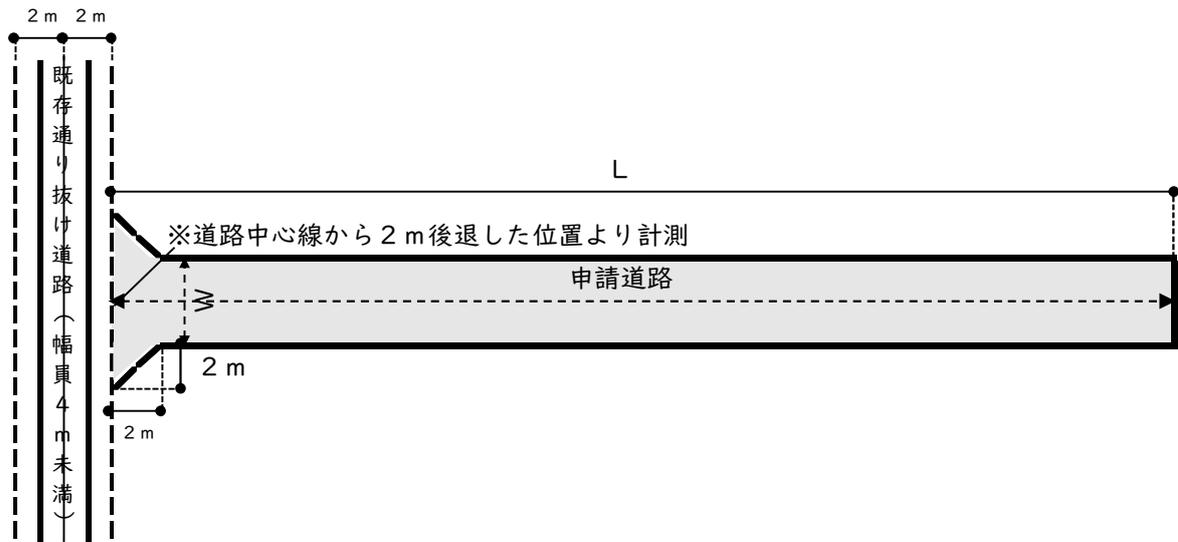


(図-17) 道路が屈曲している場合 有効幅員 $W1 \sim W2$ 延長 $L1 + L2$



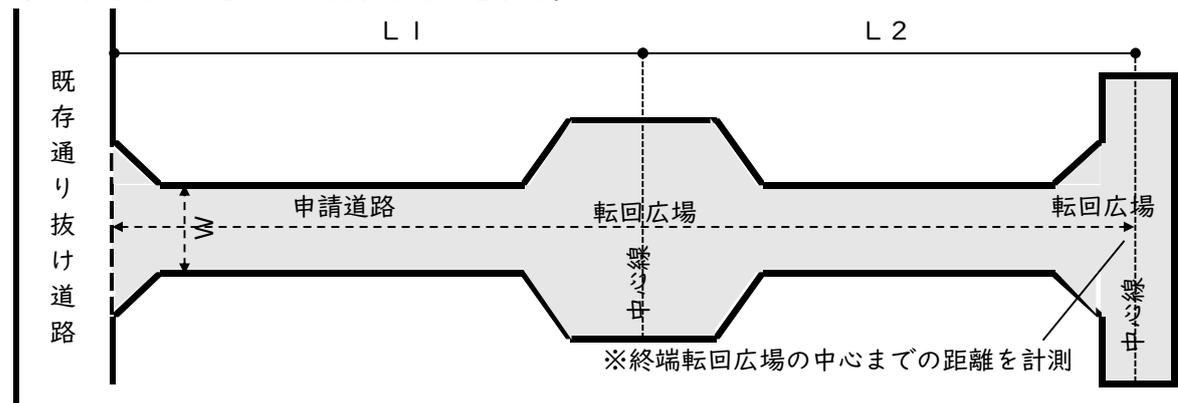
(図-18) 道路が屈曲している場合 有効幅員 $W1 \sim W2$ 延長 $L1 + L2$

- (3) 2項道路に接続する場合は、図-19の例により、接続する2項道路の中心線から2m後退した場所を起点として計測するものとする。

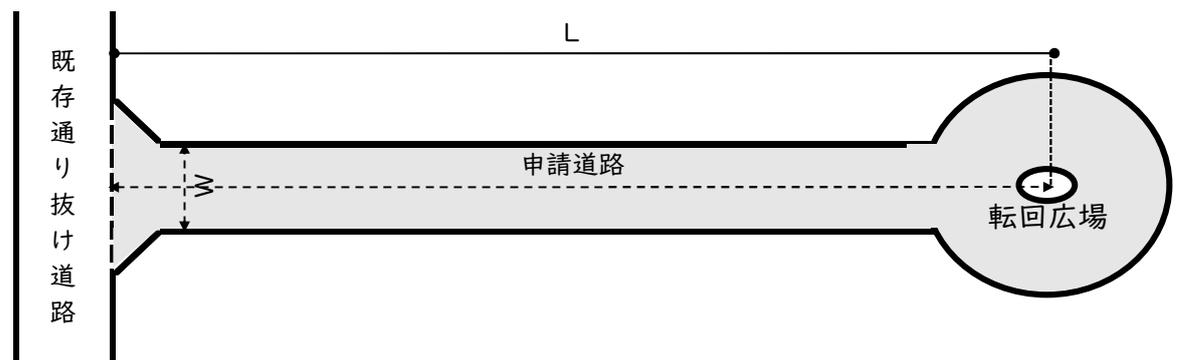


(図-19) 2項道路に接続する場合 有効幅員W 延長L

- (4) 申請道路の終端に自動車の転回広場を設ける場合は、図-20及び図-21の例により、当該転回広場の中心を終端として計測するものとする。



(図-20) 終端に転回広場がある場合 有効幅員W 延長L1 + L2



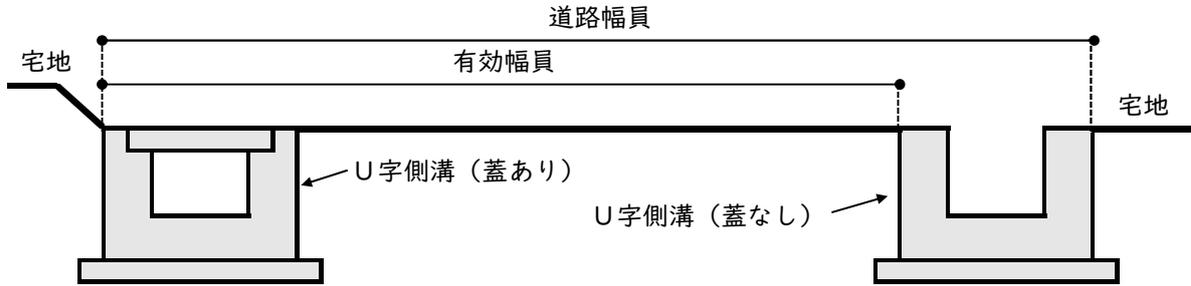
(図-21) 終端に転回広場がある場合 有効幅員W 延長L

- (5) 前4号によらない計測方法の場合は、所長と協議するものとする。

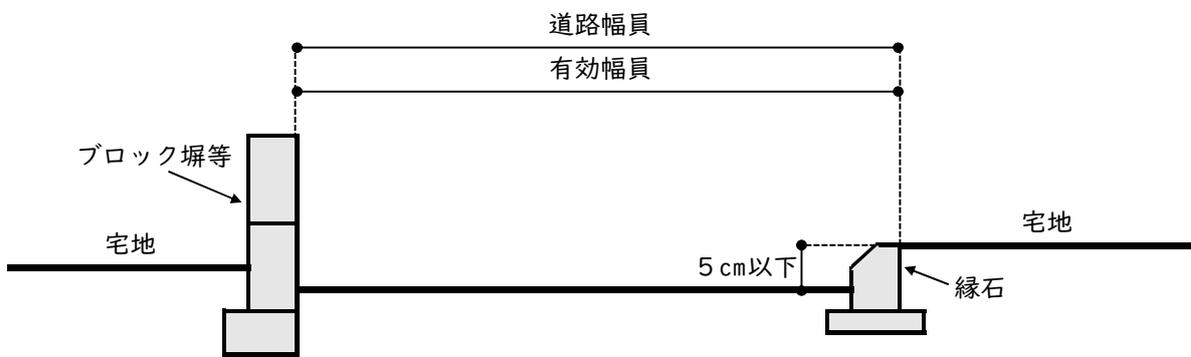
(申請道路の幅員)

第7条 申請道路の道路幅員及び有効幅員は、次の各号により計測するものとする。この場合において、有効幅員は4 m以上確保しなければならない。

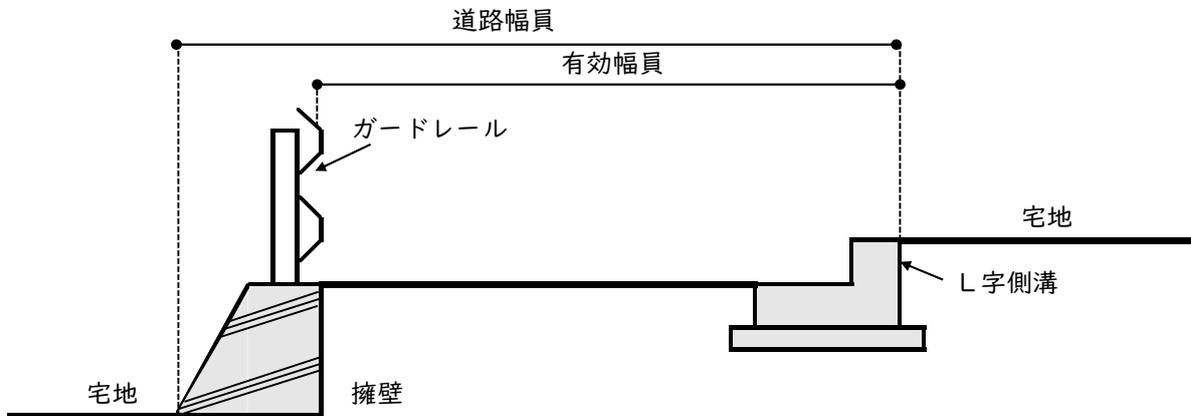
- (1) 幅員は、道路中心線から直角に計測するものとする。
- (2) 幅員の計測方法は、図-22～図-25の例による。



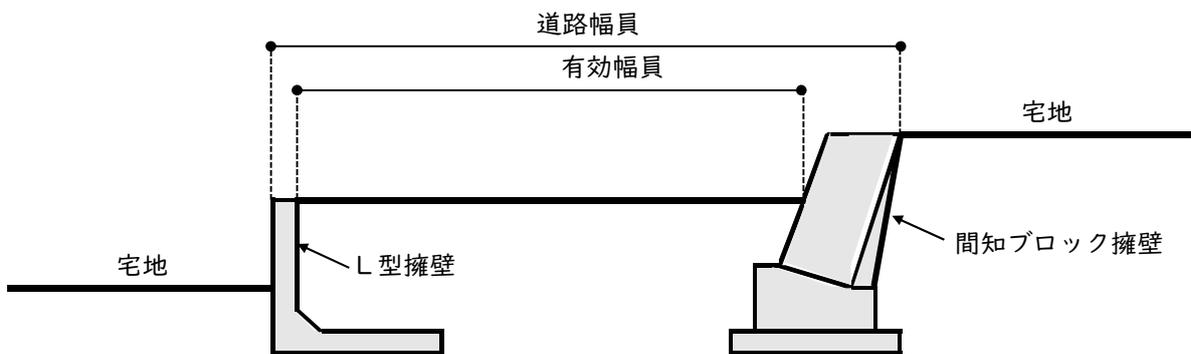
(図-22) U字側溝 (蓋あり及び蓋なし) の場合



(図-23) ブロック塀及び縁石 (段差5 cm以下) の場合



(図-24) ガードレール及びL字側溝の場合

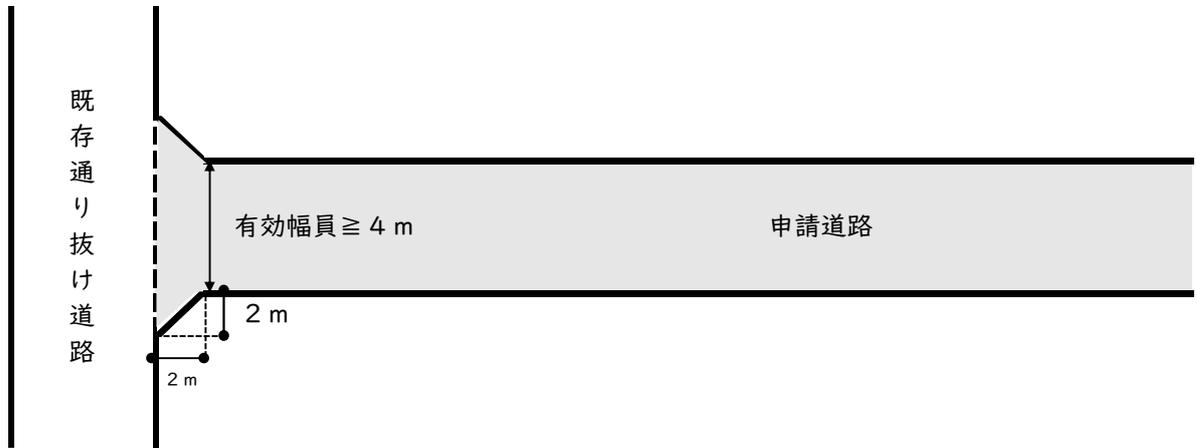


(図-25) L型擁壁及び間知ブロック擁壁の場合

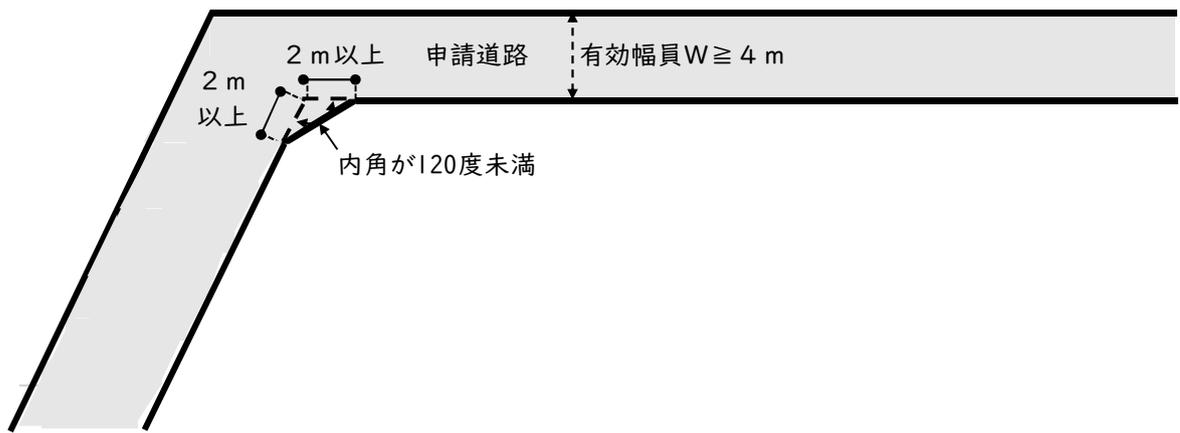
(すみ切り)

第8条 政令第144条の4第1項第2号の基準により設けるすみ切りに関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 角地の隅角をはさむ辺の長さ2 mの二等辺三角形の部分を申請道路に含むすみ切りを設ける場合は、図-26及び図-27の例による。

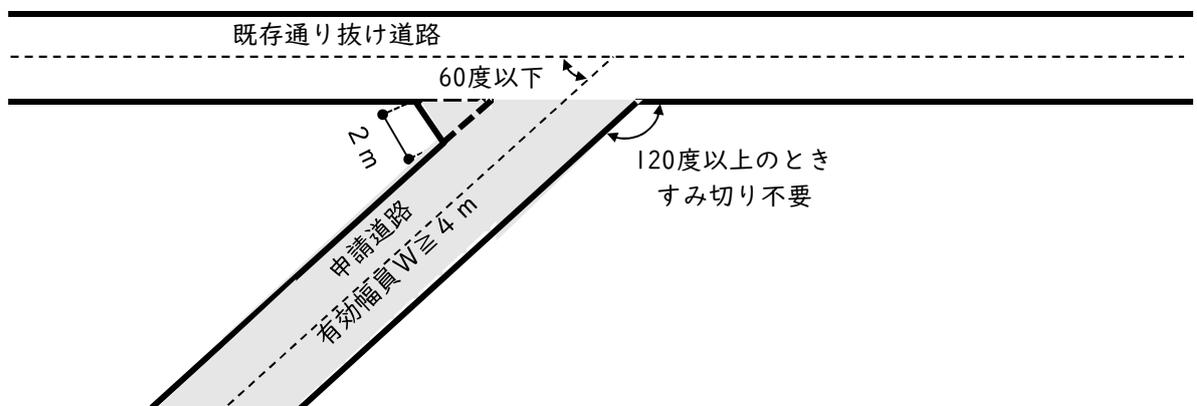


(図-26) すみ切り (直角に接続)



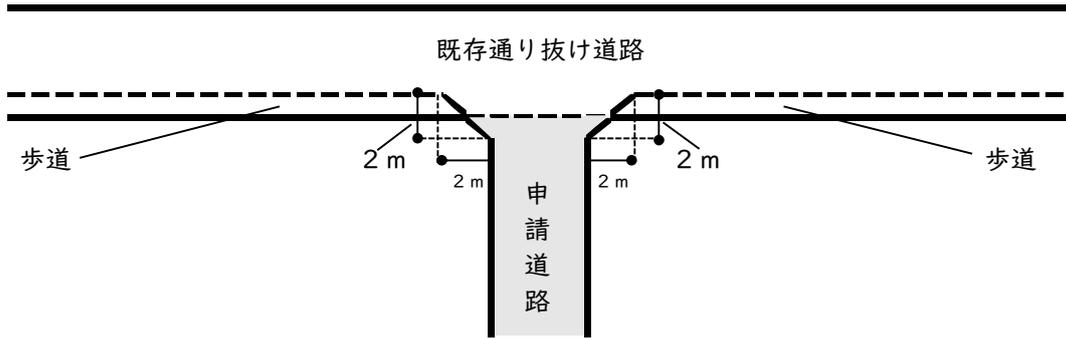
(図-27) すみ切り (内角が120度未満)

(2) 曲がり角の内角が60度以下になる鋭角のすみ切りを設ける場合は、図-28の例により二等辺三角形の底辺が2 m以上となるようなすみ切りを設けるものとする。

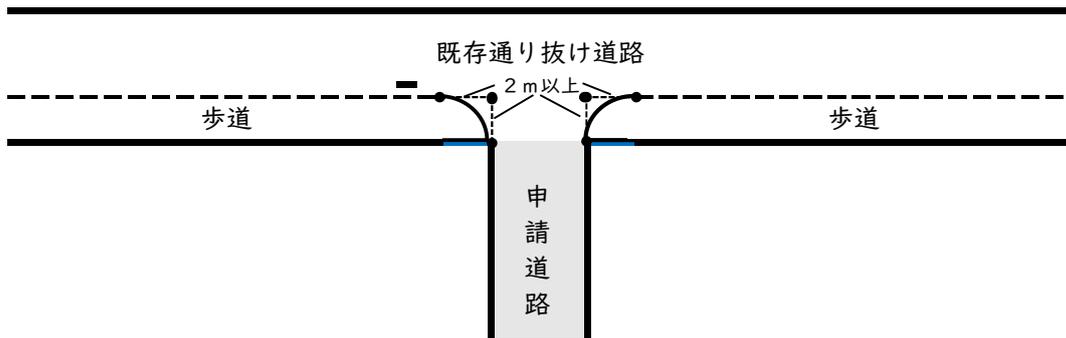


(図-28) すみ切り (内角が60度以下)

(3) 歩道が設置された既存道路にすみ切りを設ける場合は、図-29及び図-30の例による。

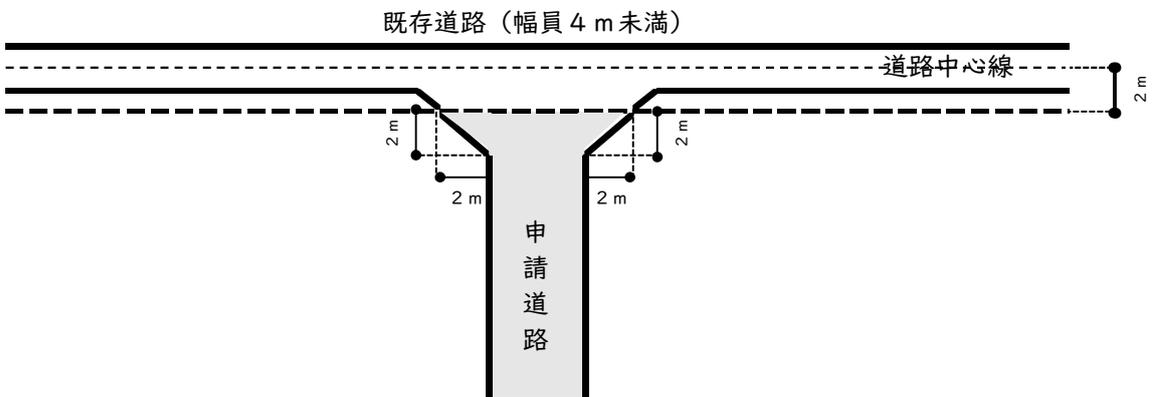


(図-29) 歩道のある既存道路に交差接続する場合（歩道幅員<2m）



(図-30) 歩道のある既存道路に交差接続する場合（歩道幅員 ≥ 2 m）

(4) 申請道路が2項道路等4m未満の既存道路にすみ切りを設ける場合は、図-31の例により当該既存道路のみなし境界線まで後退してすみ切りを設けるものとする。

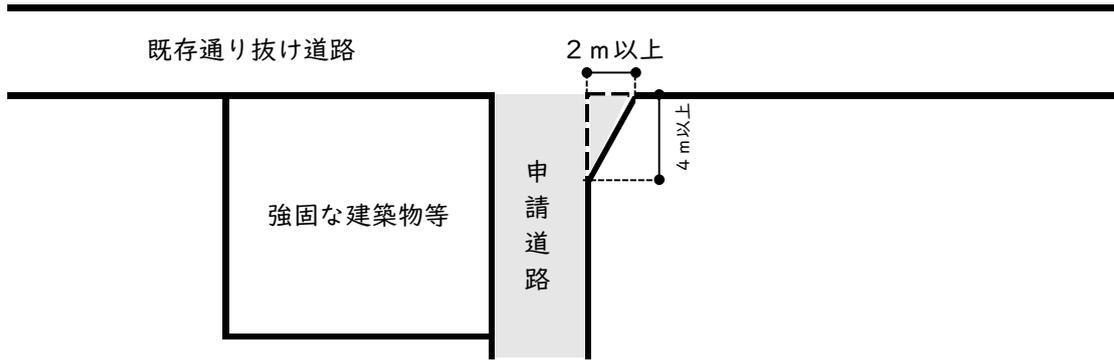


(図-31) 既存道路（2項道路）等に接続する場合

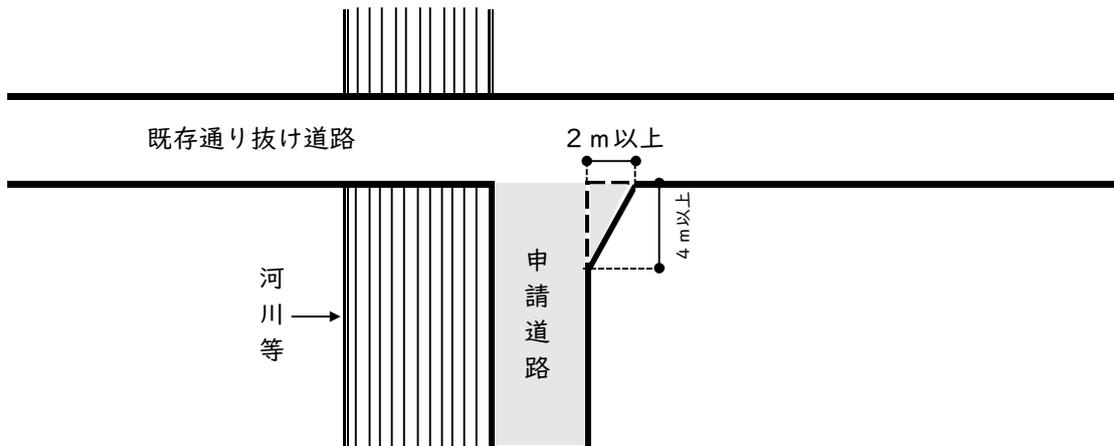
2 前項の規定にかかわらず、曲がり角の内角が60度を超える角地については、次の各号に該当するときは、片側に限りすみ切りの設置を免除できるものとする。

- (1) 高さ2m以上の擁壁、コンクリート塀（ブロック塀を除く。）又は堅固な建築物がある場合
- (2) 申請道路が水路等に沿接して他の道路と交差、接続する場合
- (3) すみ切り部分の関係権利者の承諾が得られない場合
- (4) その他やむを得ない事情のある場合

3 前項の規定により片側すみ切りを設ける場合は、図-32及び図-33の例による。



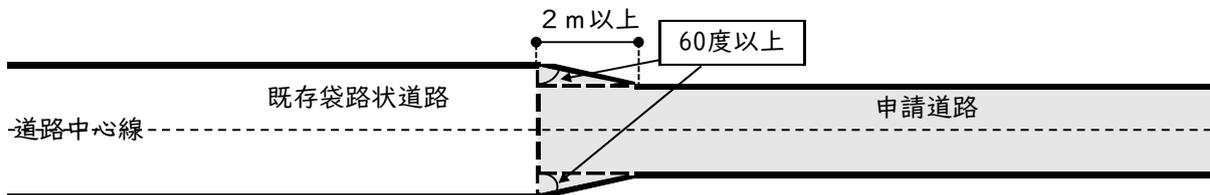
(図-32) 擁壁、コンクリート塀又は強固な建築物がある場合



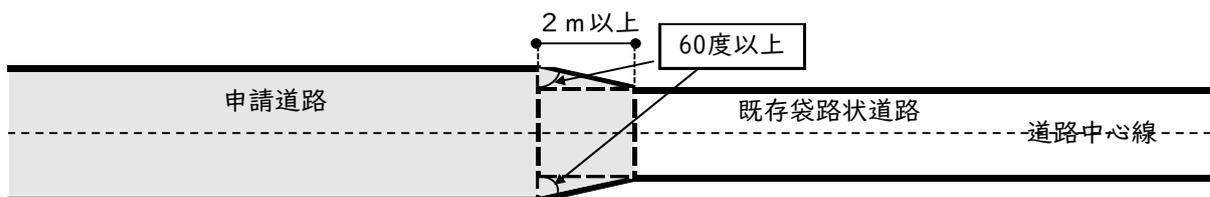
(図-33) 申請道路が水路等に沿接して他の道路と交差、接続する場合

4 申請道路と既存袋路状道路の中心線を直線状に接続する場合は、原則として、次の各号に基づき図-34～図-36のすみ切りに準じたクランク処理を設けるものとする。

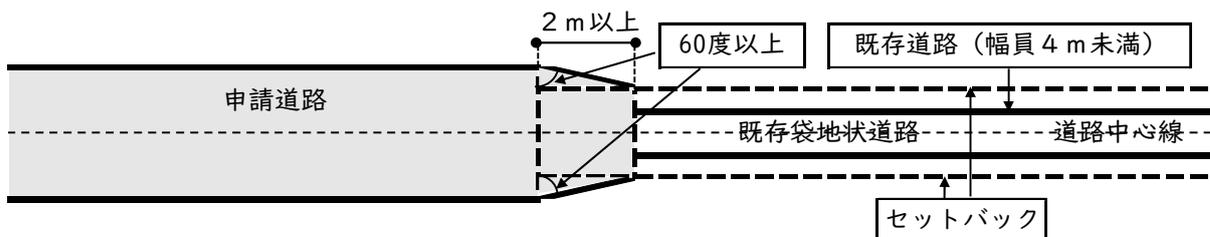
- (1) クランクの延長方向は2 m以上とする。
- (2) クランクの角度は60度以上とする。
- (3) 申請道路と既存袋路状道路の中心線は原則として直線状としなければならない。



(図-34) 申請道路と既存袋路状道路の幅員が異なる場合 (申請道路の幅員が小)



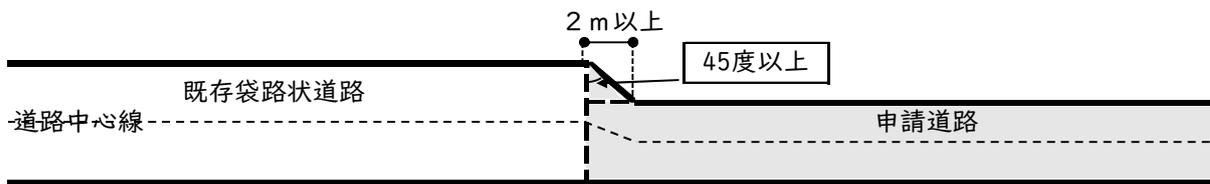
(図-35) 申請道路と既存袋路状道路の幅員が異なる場合 (申請道路の幅員が大)



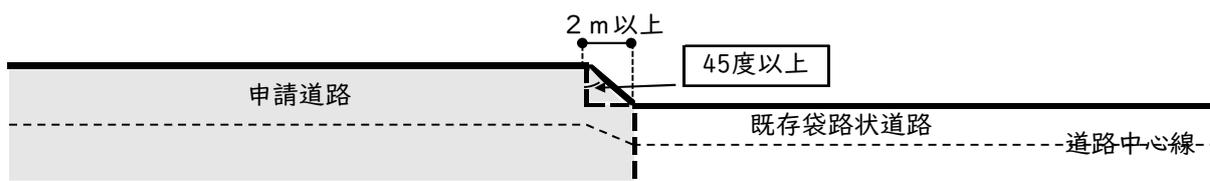
(図-36) 申請道路と既存袋路状道路の幅員が異なる場合 (既存袋路状道路が2項道路)

5 申請道路と既存袋路状道路の中心線を直線状に接続できない場合のクランク処理は、次の各号に基づき図-37及び図-38の例によるものとする。

- (1) クランクの延長方向は2 m以上とする。
- (2) クランクの角度は45度以上とする。



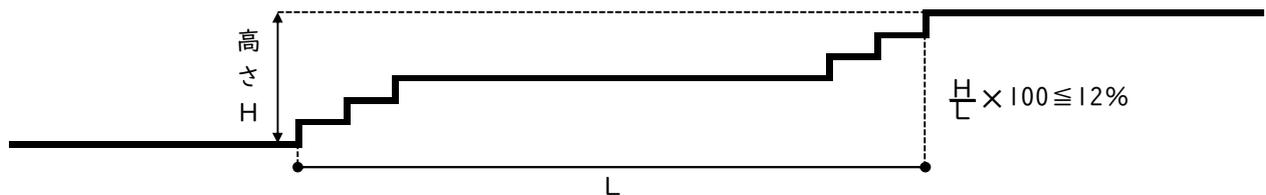
(図-37) 申請道路と既存袋路状道路の中心線が一致しない場合 (申請道路の幅員が小)



(図-38) 申請道路と既存袋路状道路の中心線が一致しない場合 (申請道路の幅員が大)

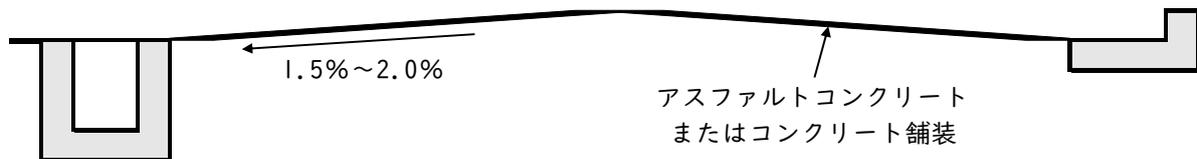
(申請道路の構造)

- 第9条** 申請道路の路面は、原則として、一般の交通の用に供された場合においても沈下しない下層部に、アスファルト又はコンクリート等の耐久性のある路面仕上げ材を施工しなければならない。ただし、降雨時において路面の雨水排水処理が行われ、自動車の通行によって、交通の支障となる沈下及びぬかるみが生じない施工とする場合は、砂利敷とすることができる。
- 前項において、路面仕上げ材を砂利敷とする場合は、十分締固め、ローラー等で転圧し、仕上げ厚さを10cm以上とした上で、取扱要領第18条に定める道路維持管理計画書に経年劣化による沈下及びぬかるみが生じた場合の対策を明示することとする。
 - 前2項において、路盤、路床が軟弱な場合は、路床土の入れ替え、良質な切込砕石等を用いて十分締固めを行うこと。
 - 申請道路の範囲は、終端及び転回広場を含め、側溝、縁石又は擁壁等の構造物を用いて明確にすること。
 - 申請道路の縦断勾配は、12%以下とし、原則として、階段状としてはならない。なお、縦断勾配が9%を超える場合は、次に掲げるいずれかの構造とする。
 - アスファルト舗装とし、樹脂系及び溶融式によるすべり止めの路面処理を施す。
 - コンクリート舗装とし、すべり止めに有効な目荒らしなどの路面処理を施す。
 - 前項の規定にかかわらず、政令第144条の4第1項第4号のただし書きにより、特定行政庁が認めた場合は、図-39の例によるものとする。



(図-39) 階段状道路とする場合

- 申請道路の横断勾配は、路面仕上げ材の種類に応じて次の各号によるものとし、路面の雨水排水に支障のない勾配とする。
 - アスファルトコンクリート又はコンクリート舗装の場合は、図-40の例により、1.5%から2.0%までとする。



(図-40) 申請道路の横断勾配 (アスファルトコンクリートまたはコンクリート舗装)

- 砂利敷の場合は、図-41の例により、3.0%から5.0%までとする。

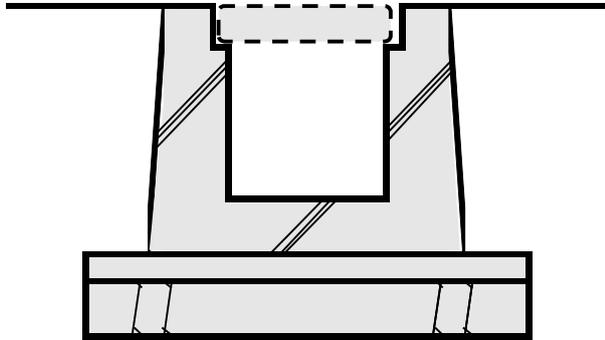


(図-41) 申請道路の横断勾配 (砂利敷舗装)

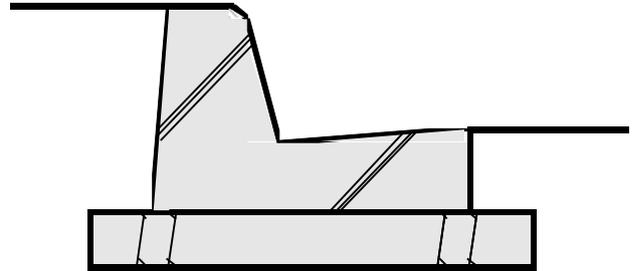
(雨水又は汚水等の排水施設)

第10条 政令第144条の4第1項第5号に定める申請道路及びこれに接する敷地内の排水に必要な施設は、側溝、街渠のほか、排水溝、ヒューム管等とする。

2 道路側溝の片側は、少なくとも図-42の例によるU字側溝(蓋付き)としなければならない。ただし、両側に側溝を設ける場合は、片側を図-43の例によるL字側溝とすることができる。



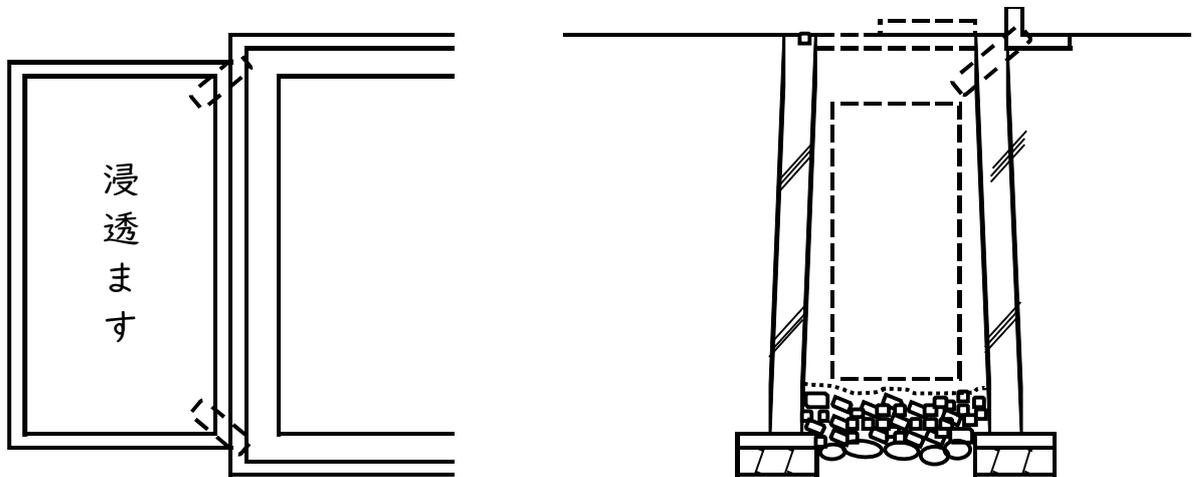
(図-42) U字側溝の形状



(図-43) L字側溝の形状

3 第1項に規定する施設を車両等の通行が想定される場所に設置する場合は、車両等の外力に耐えられるように配慮すること。

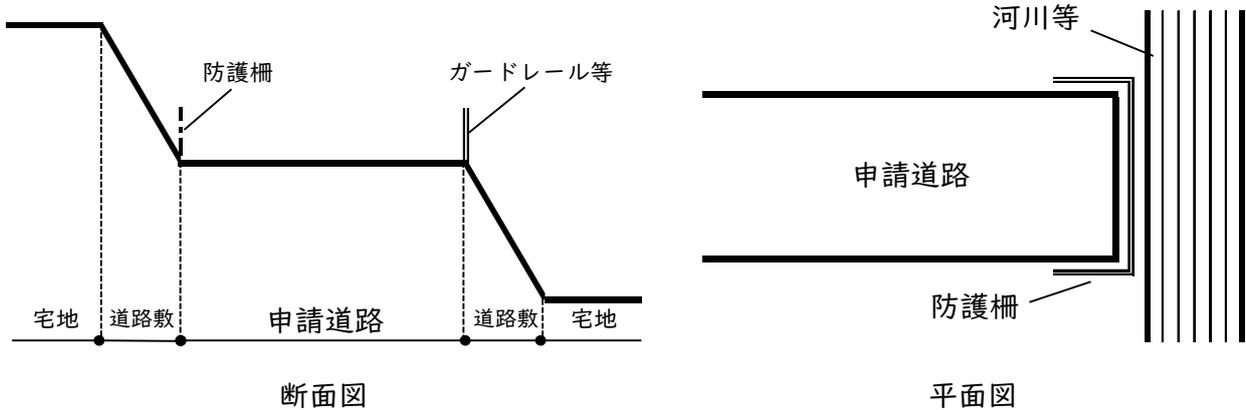
4 政令第129条の2の4第3項第3号に規定する配管設備からの汚水又は敷地内の雨水の放流先がない場合は、図-44の例による汚水貯留施設を設置し、汲取方式とするか、地下浸透方式等の適当な施設を設置し、定期的に簡易に清掃できる装置を取り付けるものとする。ただし、地下浸透方式等の施設に尿尿浄化槽からの汚水を放流する場合は、政令第32条第2項の規定による地下浸透方式により汚物を処理することとしても衛生上支障がないと認めて細則第29条の規定により指定した区域内のものに限る。



(図-44) 汚水貯留施設

(防護施設等)

第11条 申請道路が屈曲し又はがけ等に面することにより、一般交通の危険を伴うおそれのある箇所には、図-45の例による防護柵、擁壁等の防護施設を設置しなければならない。



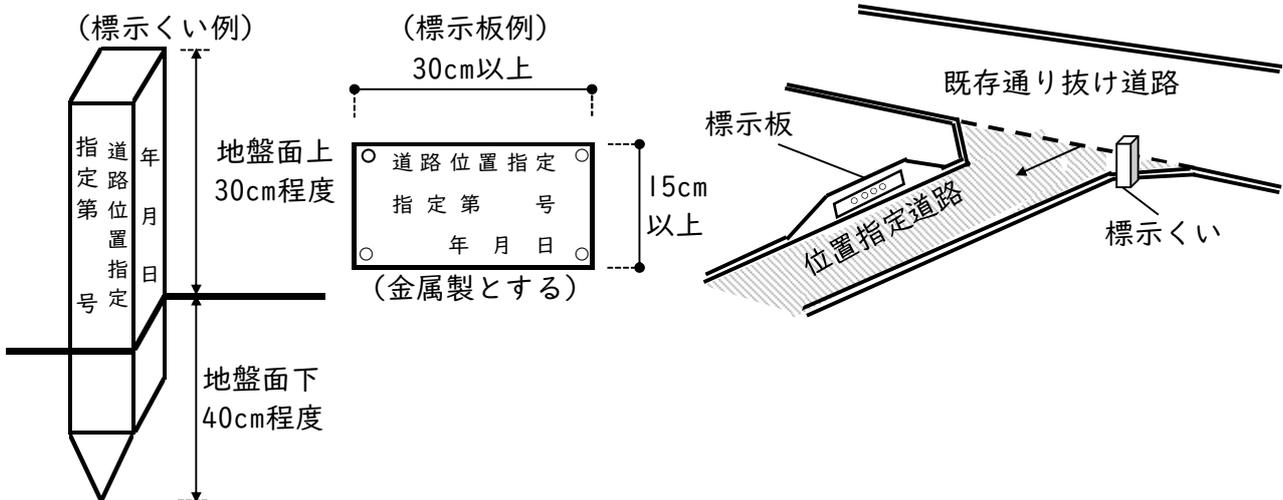
(図-45) 防護施設等

2 既存道路に支障を及ぼすおそれのある道路敷に隣接するがけ、擁壁等は、必要に応じて構造計算により安全を確認しなければならない。

(標示くい及び標示板の設置)

第12条 細則第28条の規定による標示くいは、図-46の例によるものとし、一般交通の障害にならないように設置すること。

2 標示くいは、コンクリート造その他耐久性のある材料とし、申請道路内の起点、屈曲点及び終端に設置する。ただし、コンクリート造その他耐久性のある側溝、緑石等に標示板を設置することにより、標示くいの設置に代えることができる。この場合、標示板は、金属製とし、文字が容易に消失しにくいものとする。



(図-46) 標示くい及び標示板

第2章 宅地造成基準

(適用)

第13条 画地の計画基準又は宅地造成基準については、本章に定めるもののほか、他の法令で定めるものとする。

(画地の規模等)

第14条 戸建住宅における1画地あたりの面積は、100㎡以上とすること。

(切土又は盛土の基準)

第15条 宅地造成工事において切土又は盛土をする場合においては、がけの上端に続く地盤面は、特別の事情がない限り、そのがけの反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう勾配をとるものとする。

- 2 切土をする場合において、切土をした後の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないようにくい打ち、土の置き換えその他の措置を講じること。
- 3 盛土をする場合には、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水の浸透によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めを行うこと。
- 4 著しく傾斜している土地において盛土をする場合には、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面がすべり面とならないように段切り等の措置を行うこと。

(擁壁)

第16条 切土又は盛土をした土地の部分に生ずるがけ面は、必要に応じて擁壁を築造すること。

- 2 道路位置指定又は宅地造成工事に伴い擁壁を築造する場合においては、次の各号に該当するものは構造計算等で安全性の確認を行い、高さ2mを超えるものは法に基づく確認及び検査を受けるものとする。
 - (1) 切土をした土地の部分に生ずる高さが2mを超えるもの
 - (2) 盛土をした土地の部分に生ずる高さが1mを超えるもの
 - (3) 切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが2mを超えるもの
- 3 前2項の規定は、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、がけの安全を保つために擁壁の築造が必要でないことが確かめられた場合は、その限りでない。

(擁壁の構造)

第17条 前条の規定により築造する擁壁は、政令第142条の規定に基づく鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造としなければならない。

- 2 前条第2項の規定により、構造計算等で安全性の確認を要する擁壁については、次の各号に掲げることを確かめなければならない。
 - (1) 土圧等によって擁壁が破壊されないこと。
 - (2) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。
 - (3) 土圧等によって擁壁の基礎がすべらないこと。
 - (4) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。
- 3 間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 擁壁の勾配、高さ、下積部分の厚さ及び上端の厚さは、がけの土質に応じ別表1から3までに

定める基準に適合すること。

- (2) 石材その他の組積材は、控え長さを30cm以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利まじり砂で有効に裏込めを行うこと。
- (3) 前2号に定めるところによっても、がけの状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。
- (4) 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れ深さは、別表1から3までに定める基準に適合するものとし、かつ、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁のすべり及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

(擁壁の水抜穴)

第18条 第17条の規定により築造する擁壁には、その裏面の排水をよくするため、壁面の面積3㎡以内ごとに少なくとも1個の内径が7.5cm以上の陶管その他これに類する耐水材料を用いた水抜穴を設け、擁壁の裏面で水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利等の透水層を設けなければならない。

(擁壁によって覆われないがけ面の保護)

第19条 切土又は盛土をした土地のがけ部分に擁壁を築造しないときは、そのがけ面は、芝張り、モルタル吹き付け等を行う等風化その他の侵食の防止措置を行うものとする。

(雨水等の排水施設)

第20条 切土又は盛土をする場合には、雨水その他の地表水を排除することができるように、必要な排水施設を設置しなければならない。

- 2 前項の排水施設は、その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるようなものでなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 沖縄県道路位置指定基準及び事務取扱要領（昭和57年3月）は廃止する。

(経過措置)

- 3 この基準の施行前に改正前の沖縄県道路位置指定基準及び事務取扱要領（昭和57年3月）の規定に基づいてなされた申請、届出その他の手続でこの基準に相当規定のあるものは、それぞれこの基準によりなされたものとみなす。

(別表1)

土質		擁壁勾配	高さ	上端厚さ	下積厚さ	根入深さ	擁壁図	
第1種	岩・岩層・砂利又は砂利まじり砂	65度以下	3 m 以下	40 cm 以上	40 cm 以上	根入り35 cm 以上で地上高さの15% 以上		
			3 m 超え 4 m 以下		45 cm 以上			
			4 m 超え 5 m 以下		60 cm 以上			
		65度超え 70度以下	2 m 以下	40 cm 以上	40 cm 以上	根入り35 cm 以上で地上高さの15% 以上		
			2 m 超え 3 m 以下		45 cm 以上			
			3 m 超え 4 m 以下		50 cm 以上			
70度超え 75度以下	2 m 以下	40 cm 以上	40 cm 以上	根入り35 cm 以上で地上高さの15% 以上				
	2 m 超え 3 m 以下		50 cm 以上					

(別表2)

土質	擁壁勾配	高さ	上端厚さ	下積厚さ	根入深さ	擁壁図
第2種 真砂土・関東ローム・硬質粘土その他これらに類するもの	65度以下	2 m 以下	40 cm 以上	40 cm 以上	根入り 35 cm 以上で地上高さの15%以上	
		3 m 以下 2 m 超え	50 cm 以上	50 cm 以上	根入り 35 cm 以上で地上高さの15%以上	
		4 m 以下 3 m 超え	65 cm 以上	65 cm 以上	根入り 35 cm 以上で地上高さの15%以上	
		5 m 以下 4 m 超え	80 cm 以上	80 cm 以上	根入り 35 cm 以上で地上高さの15%以上	
	65度超え 70度以下	2 m 以下	45 cm 以上	45 cm 以上	根入り 35 cm 以上で地上高さの15%以上	
		3 m 以下 2 m 超え	60 cm 以上	60 cm 以上	根入り 35 cm 以上で地上高さの15%以上	
		4 m 以下 3 m 超え	75 cm 以上	75 cm 以上	根入り 35 cm 以上で地上高さの15%以上	
	70度超え 75度以下	2 m 以下	50 cm 以上	50 cm 以上	根入り 35 cm 以上で地上高さの15%以上	
		3 m 以下 2 m 超え	70 cm 以上	70 cm 以上	根入り 35 cm 以上で地上高さの15%以上	

(別表3)

土質	擁壁勾配	高さ	上端厚さ	下積厚さ	根入深さ	擁壁図				
第3種	65度以下	2 m 以下	70 cm 以上	70 cm 以上	根入り45 cm 以上で地上高さの20%以上					
		3 m 以下 超え		80 cm 以上						
		4 m 以下 超え		95 cm 以上						
		5 m 以下 超え		120 cm 以上						
		65度超え 70度以下		2 m 以下			70 cm 以上	75 cm 以上	根入り45 cm 以上で地上高さの20%以上	
		3 m 以下 超え		85 cm 以上						
	4 m 以下 超え	105 cm 以上								
	70度超え 75度以下	2 m 以下	70 cm 以上	85 cm 以上	根入り45 cm 以上で地上高さの20%以上					
		3 m 以下 超え		90 cm 以上						

